



医療安全部
土居 良雄



産業保健部
本吉 光隆



公衆衛生部
秋葉 則子



保険部
川越 一男



高津 忠夫



医療部
田那村 宏



介護部
宮地 直丸



学部
石川 広己



広報部
吉岡 英征



近藤 宣雄



経理部
原 徹



福祉部
鎌田 栄



学校保健部
森本 浩司



災害救急部
李 笑求



木下 昌

読者の お便りにお答えします。

医師会へのご質問は5ページの住所へお送りください。
なお、個別の病気のご質問には応じかねますので、
ご了承ください。

Q 最近、ジェネリック医薬品の広告が目につきますが、これについて、お医者さんはどう考えておられるのかを教えてください。

A 新薬は、特許期間が10年と定められています。この期間が過ぎると、新薬(先発医薬品)

と同様の有効成分をもつ医薬品の製造販売が、厚生労働省の承認を得て許可されます。これがジェネリック医薬品(後発医薬品)で、欧米では一般成分名(generic name)で処方されることが多いため、そう呼ばれています。ちなみにアメリカ、イギリス、ドイツなどではジェネリック

医薬品の処方率が40%を超えているとされますが、日本では10%前後にとどまっています。新薬の開発・生産には、莫大な費用と時間がかかります。しかし、ジェネリック医薬品にはそれらが必要ないため、新薬の40〜80%ほどの薬(価薬の値段)で販売が可能になるわけです。C Mなどでジェネリック医薬品が先発医薬品と有効成分が同等で値段が安いというイメージが一般に定着しているようですが、100%同じとは断言できない点があり、その効果について疑問を抱く医師がないわけではありません。

「健康メモ」放送予定

NHK千葉放送局のFMラジオ番組「ひるどき情報ちば」(11時～12時)内で放送(周波数:千葉80.7/銚子83.9/勝浦83.7/館山79.0)。放送テーマ、出演医師は変更になる場合があります。なお、第1火曜日は歯科領域がテーマとなります。

8月29日(火)
外耳道の湿疹
内田 勝久 医師 (編集広報委員)

9月12日(火)
天気予報は元気予報!?
関谷 貞三郎 医師 (関谷医院院長)

9月19日(火)
赤ちゃんにみられる病気
大濱 洋一 医師 (大濱医院院長)

9月26日(火)
目の愛護デーについて
川村 純一 医師 (川村眼科医院院長)

A

カルテは、患者さんの状態、検査の結果などを記載してある大切な記録です。どんな病気であっても、のちにそれらの情報をすぐ参照できるように、最低5年間、医療機関で

Q

患者のカルテは、医療機関でいつまで保管しているのでしょうか？ また、処分する場合は、どのような方法でされるのですか？

以前はジェネリック医薬品を手がける薬品会社には研究開発機能を持たない中小の企業が多く、その効果にもばらつきがあつて安定した供給が難しかったりしたために使用をためらう医師もありました。最近では先発医薬品に改良を加え、飲みやすくする等の工夫を凝らしたコタイプジェネリック医薬品も登場するようになりました。厚生労働省は、今年度から国民医療費削減策の一つとして患者負担の少ないジェネリック

ク医薬品の普及促進を強化しています。しかし、値段が安いからという理由だけでジェネリック医薬品を処方することが、必ずしも患者さんの治療効果の上でプラスになるとは限らないと考えている医師も多いのです。医師としても患者さんの医療費負担の軽減には賛成ですが、そのためには医薬品メーカー側の、有効成分はもとより安全性重視という観点から医師を納得させる更なる努力・研鑽が望まれます。 塚本恒行(塚本医院)

保管することが義務づけられています。この5年間というのは、最後の受診日から起算しますので、年1回あるいは2年に1回でも受診をしていれば、カルテが処分されることはありません。

ただし、カルテ自体は医療機関のもので、患者さんにお渡しできません。もし転居などで、かかりつけの医療機関から遠く離れるような場合は、それまでの診療内容、薬

検査(をカルテから要約してもらつて、新しい医療機関に持参されるとよいでしょう。次の診察がスムーズになります。

最後の受診日から5年以上経ったカルテの処分は、焼却などの手段がとられることが一般的で、個人情報漏れることがないよう、細心の注意が払われています。

大野京子(内科小児科岩沢医院)

千葉県内医療施設
検索サイトのご紹介

医療施設検索サイトは、以下のQRコードからブックマーク登録ができます！ ぜひ、ご利用ください。

<http://www.chiba-1.med.or.jp/medicaldb/i/>



守 正英 会長

会員の研鑽と地域の方々の接触を図って開かれた医師会を目指してまいります。医療は大きく変化しています。この波に乗り遅れることがないように活動します。

<http://www.chiba.med.or.jp/youkaichiba/>

地区医師会へ
ようこそ

20

八日市場市匝瑳郡医師会



医師会事務局
匝瑳市八日市場 12408-1
保健センター内
☎ 0479(73)1286